# 出雲地区任意合併協議会における協議結果

出雲地区任意合併協議会

## 1　出雲地区任意合併協議会

平成１４年１０月７日、２市５町で市町村合併を調査研究する「出雲地区市町村合併研究会」（２市５町助役で構成。平成１３年１０月設置。）での調査検討を経て、任意の合併協議会である「出雲地区任意合併協議会」が設置され、その第１回会議が開催された。

第１回会議では、協議会の設置と規約の確認がなされた後、会長に西尾出雲市長が、副会長に田中大社町長及び日野平田市議会議長が役員として選出された。その後、協議会の会議運営や所掌事務並びに収支予算などが確認され、市町村合併についての協議活動が開始された。

### （1）　協議会の委員

**出雲地区任意合併協議会委員名簿**

| 役　職　名 | 氏　　名 | 所属・役職名 |
|---|---|---|
| 会　　長 | 西　尾　理　弘 | 出雲市長 |
| 副　会　長 | 田　中　和　彦 | 大社町長 |
| | 日　野　恵　行 | 平田市議会議長 |
| 委　　員 | 太　田　満　保 | 平田市長 |
| | 本　田　恭　一 | 斐川町長 |
| | 荒　木　　孝 | 佐田町長 |
| | 伊　藤　　裕 | 多伎町長 |
| | 桑　原　壽　之 | 湖陵町長 |
| | 川　上　泰　徳 | 出雲市議会議長 |
| | 安　食　　勲 | 斐川町議会議長 |
| | 深　井　徹　郎 | 佐田町議会議長 |
| | 柳　楽　　貢 | 多伎町議会議長(h14.10.7～h14.10.28) |
| | 柳　楽　和　利 | 多伎町議会議長(h14.10.29～ |
| | 森　山　克　美 | 湖陵町議会議長 |
| | 佐　藤　　勝 | 大社町議会議長 |
| | 萬　代　宣　雄 | 出雲市議会広域行政調査特別委員会委員長 |
| | 西　尾　健　治 | 平田市議会広域行政調査特別委員会委員長 |
| | 持　田　義　春 | 斐川町議会副議長 |
| | 山　本　京太郎 | 佐田町議会広域合併対策検討特別委員会委員長 |
| | 河　上　　清 | 多伎町議会広域行政調査特別委員会委員長 |
| | 石　飛　三津男 | 湖陵町議会広域行政調査特別委員会委員長 |
| | 濱　崎　　勇 | 大社町議会広域行政調査特別委員会委員長 |

（２１名　敬称略）

## 2　協議内容

| | 会　議　次　第 | 会　議　結　果 |
|---|---|---|
| **第１回任意合併協議会**<br><br>平成 14 年 10 月７日（月）<br>出雲ロイヤルホテル | 1.　開会<br>2.　経過報告<br>3.　委員・事務局の紹介<br>4.　出雲地区任意合併協議会規約の承認<br>5.　出雲地区任意合併協議会役員の選出<br>6.　出雲地区任意合併協議会の会議運営<br>(1)新市建設計画の骨子等についての協議<br>(2)スケジュールについて<br>(3)出雲地区任意合併協議会の収支予算について<br>7.　合併重点支援地域の指定要請について | ・　会長に西尾出雲市長、副会長に田中大社町長・日野平田市議会議長が就任<br>・　会議運営について原則公開の確認<br>・　協議会の事務（新市建設計画骨子等、法定協議会の設立準備、住民への情報提供）及び収支予算について確認 |
| **第２回任意合併協議会**<br><br>平成 14 年 10 月 18 日(金)<br>出雲合同庁舎 702 会議室 | 1.開会<br>2.報告案件<br>(1)合併重点支援地域の指定について<br>(2)出雲地区任意合併協議会幹事会設置要領について<br>(3)専門部会の状況報告について<br>3.議事<br>(1)任意合併協議会全体スケジュールについて<br>(2)新市建設計画の骨子について<br>(3)財政の見通しについて<br>(4)住民負担について<br>(5)合併後の庁舎・分庁舎のあり方について<br>(6)新市の名称について<br>(7)住民への情報提供について<br>4.その他<br>(1)専門部会の新たな設置について | ・　任意協議会全体スケジュールについて確認<br>・　新市建設計画の骨子について、研究会作成の将来ビジョンをたたき台とすることで確認<br>・　合併する場合、しない場合の財政推計について検討することで確認<br>・　主な住民負担についてその影響額を試算することを確認<br>・　合併後の庁舎・分庁舎のあり方、新市の名称等について原案提示<br>・　協議会だよりの発刊、ホームページの立ち上げを提案 |
| **第３回任意合併協議会**<br><br>平成 14 年 11 月８日(金)<br>出雲合同庁舎 702 会議室 | 1.開会<br>2.報告事項<br>(1)多伎町議長変更による委員の変更<br>(2)住民への情報提供について<br>3.議事<br>(1)合併の基本項目について<br>(2)新市建設計画について<br>(3)法定協議会の設立準備について<br>(4)出雲地区任意合併協議会　収支補正予算 | ・　合併の基本項目（方式・期日・名称・本庁舎等の位置と役割分担）と地域審議会の設置について確認<br>・　新市建設計画骨子原案の提示<br>・　法定協議会の組織、規約、予算等について原案提示<br>・　協議会収支補正予算の承認 |
| **第４回任意合併協議会**<br><br>平成 14 年 11 月 18 日(月)<br>出雲合同庁舎 702 会議室 | 1.開会<br>2.新市建設計画について<br>3.財政の見通しについて<br>4.住民負担の試算とその影響額について<br>5.法定協議会の設立準備について<br>6.その他<br>(1)法定協議会の設置スケジュール等について | ・　新市建設計画骨子の確認<br>・　財政の見通しについて資料提示<br>・　住民負担の試算と影響額について資料提示<br>・　法定協議会の規約案等について確認と規程等の追加提示 |
| **第５回任意合併協議会**<br><br>平成 14 年 12 月５日(木)<br>出雲合同庁舎 702 会議室 | 1.開会<br>2.財政の見通しについて<br>3.法定協議会の設立準備について<br>(1)前回資料の確認について<br>4.その他<br>(1)任意協議会における協議結果について | ・　起債制限比率のシミュレーションについて資料提示<br>・　法定協議会の規程等の追加について確認<br>・　これまでの任意協議会の協議結果について確認 |

## 3　主な決定事項

### Ⅰ　基本項目

| 調　整　項　目 | 協　議　結　果 |
|---|---|
| **1．合併の方式について** | **相互信頼と協力による新設合併（対等合併）とする。** |
| **2．合併の期日について** | **平成１７年１月とする。**<br>合併特例法の効力は、平成17年３月末までであるが、以下の理由により上記の期日とする。<br>・　年度変わりは、住民の転出入が多くなるなど社会全般において大きな変動が生じる時期であり、合併による社会生活への影響が懸念される。<br>・　年度変わりは、納入・支払い等が集中し、会計処理に混乱が生じるおそれがある。 |
| **3．新市の名称について** | **新市の名称は、法定協議会で決定する。**<br>**決定にあたっては、公募方式、小委員会方式など住民の意見が適切に検討され、練り上げられる方法を採ることとする。**<br>その際、地域の歴史・文化や地理的特性、市内外へのアピール度などを考慮し、住民が一体感を持てる名称とする。 |
| **4．本庁舎・支所の位置と役割分担について** | **(1)　本庁舎の位置は、法定協議会で決定する。**<br>**決定にあたっては、交通の利便性、そして当該住民の利便性を考え、さらには新市のまちづくりの方向性などを踏まえ、慎重に、かつ総合的に判断して行うことが適切と考えられる。**<br>**なお、合併時には、出雲市の庁舎を仮の本庁舎とする。**<br>**(2)　本庁舎と支所をネットワーク化することとし、支所については、既存の庁舎の活用を図り、全体として一体的なネットワークを形成するものとする。**<br>**(3)　本庁舎では、各行政分野の政策的な企画調整業務を行う。他方、支所については、住民生活の利便を考え、その役割・機能について総合的かつ適切に検討していく。** |
| **5．地域審議会について** | **新市は各地域の特色を生かした均衡ある発展を目指し、旧市町の区域ごとに地域審議会を設置し、新市建設計画の実施などに区域住民の声を直接反映させ、一層きめ細やかな充実した行政サービスを実現する。** |

## Ⅱ　新市建設計画について

### （1）　策定方針

<table>
<tr><td>１．計画の趣旨</td><td>出雲地区２市５町の合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の速やかな総合力発揮の体制確立及び住民福祉の向上、地域の特性を活かした均衡ある発展を図ろうとするものである。</td></tr>
<tr><td>２．計画の構成</td><td>新市の建設を進めていくための「基本方針」、基本方針を実現していくための「主要施策」、「公共的施設についての考え方」及び「財政計画」を中心に構成する。</td></tr>
<tr><td>３．計画の期間</td><td>合併の期日の属する年度及びこれに続く１０ヵ年とする。</td></tr>
<tr><td>４．策定の基本方針</td><td>・　新市の速やかな総合力の発揮、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準の向上を目指して策定する。<br>・　合併関係市町の基本計画、基本構想の理念、施策を十分に検討しつつ、新市の広い視点に立って策定する。<br>・　ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、長期的視点に立って策定する。<br>・　各市町の広報、合併特集広報、インターネットによるホームページ、住民説明会の開催、その他各種のマスメディア等により、住民意識の把握、住民参加の促進など、住民との対話や交流に努めながら策定する。<br>・　財政計画は、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併による行政経費の縮減等による財源確保に加え、合併特例債の活用等により財源の充実を図りつつ、新市建設に対応できる安定的な財政運営を行えるよう策定する。</td></tr>
<tr><td>５．策定スケジュール</td><td>
<table>
<tr><th>時　　期</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>法定協発足時～3ヶ月</td><td>基礎的資料の収集・分析、ヒヤリング、住民意向把握等</td></tr>
<tr><td>3ヶ月～　5ヶ月</td><td>基本理念、将来像、基本目標等審議決定</td></tr>
<tr><td>5ヶ月～　7ヶ月</td><td>素案作成</td></tr>
<tr><td>7ヶ月～１０ヶ月</td><td>住民説明会、県への事前協議</td></tr>
<tr><td>１０ヶ月～１２ヶ月</td><td>計画の調整、決定</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

## （２） 新市建設計画骨子

**【１】新市キャッチフレーズ**

未来と古代が響きあう　日本のふるさと出雲の國つくり

**【２】基本理念**

出雲地域２市５町は、「神話の国出雲」として共通の歴史的、文化的風土の中で、空港、港湾機能、農商工業、観光、保養等の機能が集積し、恵まれた自然環境と併せ、極めて高いポテンシャル（可能性）を持っています。新市の建設にあたり、これらの特色ある機能を多面的に集積・発揮し、産業、福祉、環境、教育文化、観光交流の促進を進め、山陰の２１世紀中核拠点として自立できる力強い魅力あふれる２１世紀都市を建設します。

この実現のため、新たに２０万都市創造のビジョンを掲げ、環日本海交流、中四国から全国へ、さらには国際大交流時代を視野に入れた２１世紀交流都市を目指します。そして、２市５町の相互信頼と協力による新設合併（対等合併）をとげ、共通・共同の施策を一致団結し強力に推進します。

○　新市の合併の方式は、２市５町の相互信頼と協力による新設合併（対等合併）とします。
○　新市の将来目標として、人口２０万特例市の誕生を目指します。
○　新市建設計画の財源については、地方交付税、国・県補助金などの依存財源につき、現下の厳しい趨勢に鑑み、１５%～２０%程度の縮減を見通しつつ、慎重に対応します。
○　厳しい財政見通しのもとで、新市は、合併による行政経費の縮減等による３００億円相当の財政効果に加え、合併特例債等の活用、その他自主財源の充実を図り、強固な財政基盤の実現を目指します。
○　新市は、住民負担を抑制することに努めつつ、場合により、当面、不均一な措置を講じ、市内全域にわたりきめ細やかな特色あるサービスの水準向上を図ります。
○　新市の行政は、本庁舎と支所をネットワーク化し、支所については既存の庁舎の活用を図り、全体として一体的なネットワークの形成を目指します。

**【３】新市建設計画の概要**

**１．新市は、陸・海・空の交通、物流の要として山陰の中核交流都市を目指します。**

| | |
|---|---|
| ○都市基盤の充実 | ・山陰の中核交流都市にふさわしい都市基盤の整備充実<br>・各地域の特色を活かした総合的な都市機能の充実 |
| ○広域交通網の整備 | ・出雲空港、河下港、山陰自動車道、高規格道路境港出雲道路、国道バイパス整備の推進 |
| ○主要地方道、県道など地域内幹線道路の整備 | |
| ○公共バス、一畑電鉄など地域内公共交通ネットワークの整備 | |
| ○交通、経済の結節点として物流拠点・機能の充実 | |

**２．新市は、農業・工業で県内トップ、商業第２位の基盤を活かし、山陰をリードする産業拠点都市を目指します。**

| | |
|---|---|
| ○農林水産業の振興 | ・　地域特性を活かした農林水産業の振興と農地保全<br>・　県内最大の農業を支える生産体制の充実<br>・　合併によるブランドイメージを活かした特産品の開発と発掘<br>・　地産地消の推進による地場産業と郷土愛の育成<br>・　資源管理型漁業やつくり育てる漁業の推進 |
| ○商工業の振興 | ・　企業誘致推進及び地場産業の集積化、高度化のため、ビジネスパーク等の整備<br>・　商業集積拠点の形成促進<br>・　新ビジネス等への創業支援 |

**３．新市は、県内随一の医療機関群と福祉ネットワークを活かした高度な医療福祉サービスを提供します。**

| | |
|---|---|
| ○医療サービスネットワークの充実 | ・ 行政、大学/公立/民間医療機関のネットワークによる地域医療の充実<br>・ 医療、福祉が一体となったリハビリと温泉保養機能の連携協力 |
| ○地域福祉ネットワークの充実 | ・ 各地域への健康福祉拠点の整備と健康づくり事業、福祉サービスの充実<br>・ 健常者、障害者、高齢者一体のバリアフリーのまちづくりの推進 |

**４．新市は、夢を育む教育の推進と２１世紀を支える人材の育成支援に力を入れます。**

| | |
|---|---|
| ○学校教育と教育指導体制の充実強化 | ・ ２１世紀を担う青少年の健全育成の推進<br>・ 地域の技術者、スクールベルパー等外部人材活用の学校支援体制強化<br>・ 育児、幼児教育の一体的推進と子育て環境の充実<br>・ 斐川、出雲の先端技術産業、中核医療機関等の発展を支える中等・高等教育機関の整備推進<br>・ 出雲圏の地域社会、歴史文化、自然環境等と連携した特色ある学校教育の推進 |
| ○生涯にわたる教育・学習活動の充実 | ・ 科学技術、芸術文化、スポーツなどの創造的学習環境の充実と学校教育との連携強化<br>・ 生涯学習施設のネットワークによる多様な学習機会の提供<br>・ 高齢者の技術、知識を活かした社会参加の促進<br>・ 男女共同参画社会に形成促進 |

**５．新市は、地域の文化・自然を大切にした安心安全の定住環境の整備を進めます。**

| | |
|---|---|
| ○安心、安全の２１世紀防災都市の整備 | ・ 斐伊川神戸川治水事業をはじめとした治山治水事業の推進<br>・ 防災情報システムの構築<br>・ 新市全域にわたる消防、救急体制の格段の充実 |
| ○自然に優しい循環型社会の構築 | ・ 新エネルギーセンター等による全国最先端のリサイクル都市の建設<br>・ 風力、バイオマス等自然エネルギーの利用促進、自然環境保全のための研究開発事業の推進<br>・ 新市全域にわたる下水道の早期整備による快適生活環境都市の実現 |
| ○情報通信基盤の整備 | ・ ケーブルテレビネットワークの新市全域にわたる展開実現<br>・ 地域イントラネットの新市全域にわたる拡大整備<br>・ 全県高速大容量通信網の早期利活用の実現 |
| ○交通、文化、自然に恵まれたやすらぎの居住空間の整備 | ・ まちづくりと連携した優良な居住空間の重点的な整備促進 |
| ○コミュニティ支援と住民参加のまちづくり | ・ 地域の特性を活かしたコミュニティ活動への支援強化<br>・ 広報広聴の充実と住民参加の促進 |

**６．新市は、豊かな古代出雲文化遺産と山、川、海、湖の自然を活かした山陰の観光・文化交流の中心舞台を目指します。**

| | |
|---|---|
| ○古代出雲文化遺産と豊かな自然資源の活用 | ・ 新市のブランドイメージの向上に資する観光政策の推進<br>・ 出雲大社を中核とする古代出雲文化遺産と自然を活かした「交流舞台」の創造<br>・ 海洋リゾート、森林リゾートの整備充実 |
| ○芸術・文化の発信 | ・ 各地域の伝統的芸能文化の保存、継承、活用<br>・ 住民参加と本物志向の芸術文化事業の推進 |

## Ⅲ　法定協議会の設立準備について

### (1)　規　約（案）

**（協議会の設置）**

**第１条**　出雲市・平田市・斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町（以下「２市５町」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

**（協議会の名称）**

**第２条**　この協議会は、出雲地区合併協議会と称する。

**（協議会の事務）**

**第３条**　協議会は、次に掲げる事務を行う。

（１）　２市５町の合併に関する協議

（２）　法第５条の規定に基づく市町村建設計画の作成

（３）　前２号に掲げるもののほか、２市５町の合併に関し必要な事項

**（事務所）**

**第４条**　協議会の事務所は、出雲市今市町北本町２-１-１２に置く。

**（組織）**

**第５条**　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

**（会長及び副会長）**

**第６条**　会長及び副会長は、２市５町の長が協議し、次条第１項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

２　会長及び副会長は、非常勤とする。

**（委員）**

**第７条**　委員は、次の者をもって充てる。

（１）　２市５町の長

（２）　２市５町の議会の議長及び議会が選出する議員各１名

（３）　２市５町の長が協議して定めた学識経験を有する者２４名以内

２　委員は、非常勤とする。

**（会長・副会長の職務）**

**第８条**　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

**（会議）**

**第９条**　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　委員の３分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

３　会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

**（会議の運営）**

**第１０条**　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことはできない。

２　会議の議長は、会長がこれに当たる。

３　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

**（関係職員等の出席）**

**第１１条**　会長は、必要に応じて２市５町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

**（小委員会）**

**第１２条**　協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

**（幹事会）**

**第１３条**　協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**（事務局）**

**第１４条**　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　協議会の事務に従事する職員は、２市５町の長が協議して定めた者をもって充てる。

３　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**（経費）**

**第１５条**　協議会に要する経費は、２市５町で均等に負担するものとする。

２　２市５町は、前項の規定による負担金を年度開始後速やかに協議会に納付しなければならない。

（監査）

第16条　協議会の出納の監査は、会長が2市5町の監査委員のうちから協議会の同意を得て委嘱した2名の監査委員が行う。

2　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第17条　協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する○○市（町）の例により会長が定める。

（報酬及び費用弁償）

第18条　協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2　前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第19条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第20条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

1　この規約は、平成○年○月○日から施行する。

2　協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始後」とあるのは「協議会の予算成立後」と読み替えるものとする。

## （2）　合併協議会の組織体系図

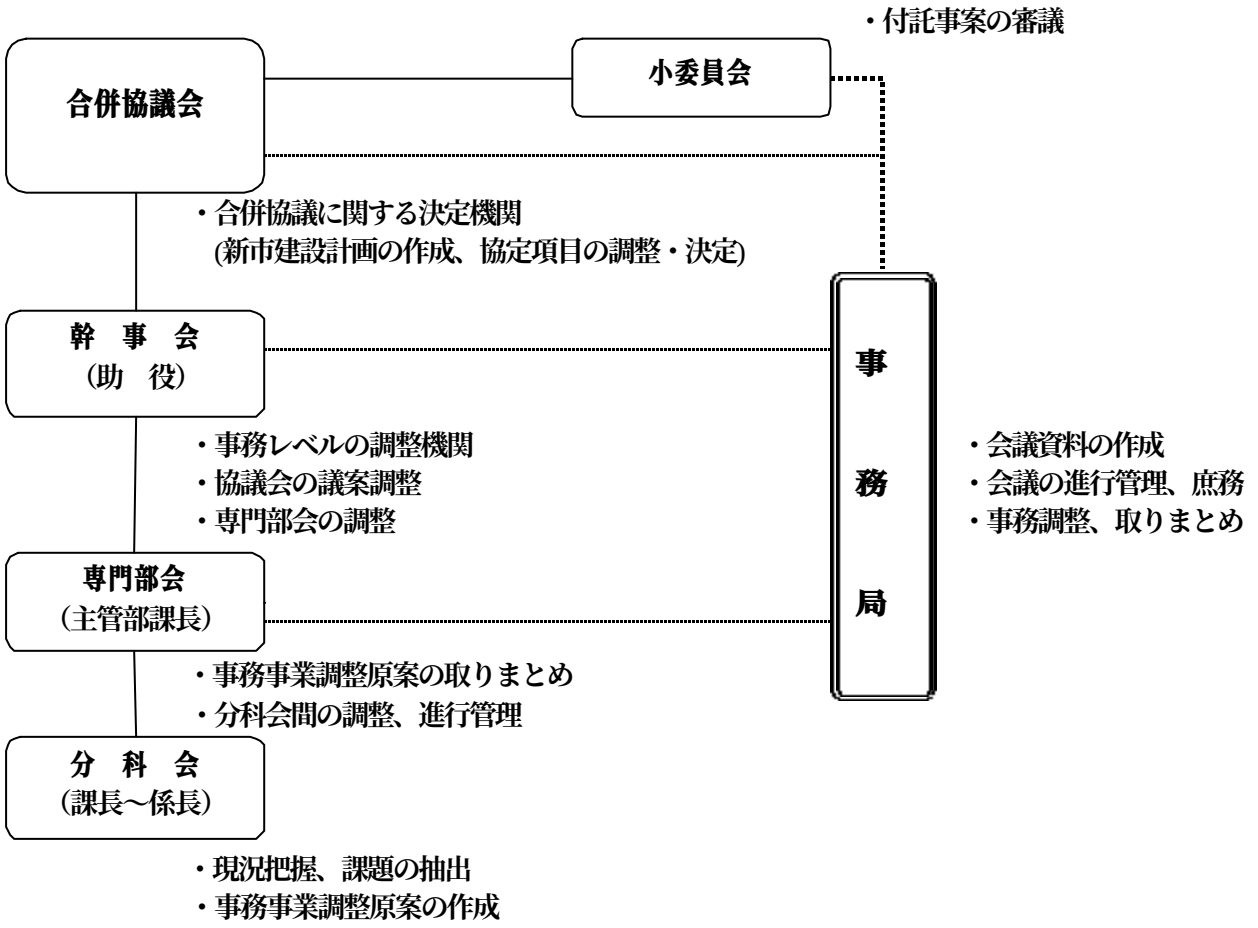

## （3） 合併協議会の委員構成

| 区　　分 | 内　　訳 | 員　　数 | 基本的な考え方 |
|---|---|---|---|
| 首　　長 | 各市町１ | ７人 | |
| 議会の議員 | 各市町２ | １４人 | 先進事例から議長を必ず入れる。 |
| 学識経験者 | 各市町３ | ２１人 | 住民意向の反映を重視し、可能な限り地域代表の参画を求める（女性の参画に配慮する。） |
| 共通委員 | | ３人程度 | |
| 総　　数 | | ４５人 | |

## （4） 会長・副会長の選考

会長は、各市町の首長のうちから１人
副会長は、副会長は、各市町の首長から１人、各市町の議員から１人の計２人

## （5） 合併協議会の事務局体制

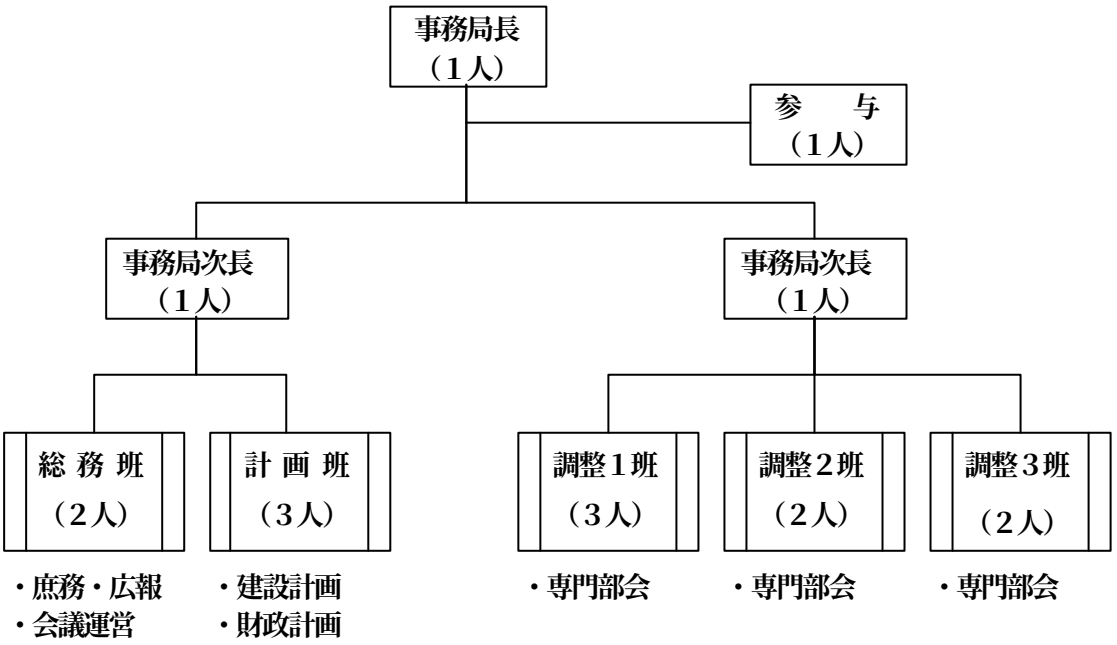


□ 事務局職員の人員構成

出雲市５人・平田市３人・斐川町２人・大社町２人・佐田町１人・多伎町１人・湖陵町１人
島根県１人